

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月18日

【発行者名】 ピクテ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ギャビン・シャープ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 佐藤 直紀

【電話番号】 03-3212-3411

【届出の対象とした募集内国投資信託 e - ファンド@ピクテ  
受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託 1,000億円を上限とします。  
受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

e - ファンド@ピクテ  
(以下「ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるピクテ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。格付は取得していません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

1,000億円 を上限とします。  
受益権 1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をその時の発行済受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示することがあります。基準価額は、組入れた有価証券等の値動きにより日々変動します。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号：03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ：http://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「eファン」)。

### (5)【申込手数料】

3.15%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乘以得た額とします。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乘以得た額となります。

詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号：03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ：http://www.pictet.co.jp)または販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (6)【申込単位】

一般コース：1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

自動購入サービス契約 を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

### (7)【申込期間】

平成22年6月19日から平成23年6月20日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号 03-3212-3061(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ<http://www.pictet.co.jp>)までお問い合わせください。

**(9)【払込期日】**

受益権の取得申込者は、申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額)を申込日から起算して5営業日目までに、販売会社に支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託の行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10)【払込取扱場所】**

申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。)

**(11)【振替機関に関する事項】**

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

**(12)【その他】**

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a ファンドは、日本を含めた世界主要市場のIT（情報通信技術）関連企業の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。  
信託金の限度額は1,000億円です。

## b 商品分類等

ファンドの商品分類は、追加型投信 / 内外 / 株式です。  
社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	<b>株式</b>
<b>追加型投信</b>	海外	債券 不動産投信 その他資産 資産複合
	<b>内外</b>	

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
<b>株式</b> 一般 大型株 中小型株	年1回	<b>グローバル (日本を含む)</b>	<b>あり (フルヘッジ)</b>
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	<b>年2回</b> 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	なし
不動産投信 その他資産 資産複合			

<ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類	定義
単位型・追加型 追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域 内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉) 株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドが該当する属性区分の定義>

属性区分	定義
投資対象資産 株式 一般	目論見書または投資信託約款において、主として株式(大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。)に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度 年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域 グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含みます)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジ	あり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
-------	---------------	---

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

### c ファンドの特色

ビジネスモデルの優位性と潜在成長力から、21世紀のIT(情報通信技術)革命と新しいサービスをリードする企業を世界中から厳選します。

世界のIT関連セクターを下記の9つのサブセクターに分類し、企業の高い成長性に注目します。

投資型企業、ネットリテール、ネットコマース、プロバイダー、  
ITサービス・ITサポート、メディア・エンターテインメント、通信サービス、  
通信関連機器(ハード)、ITプラットフォーム(ソフト)

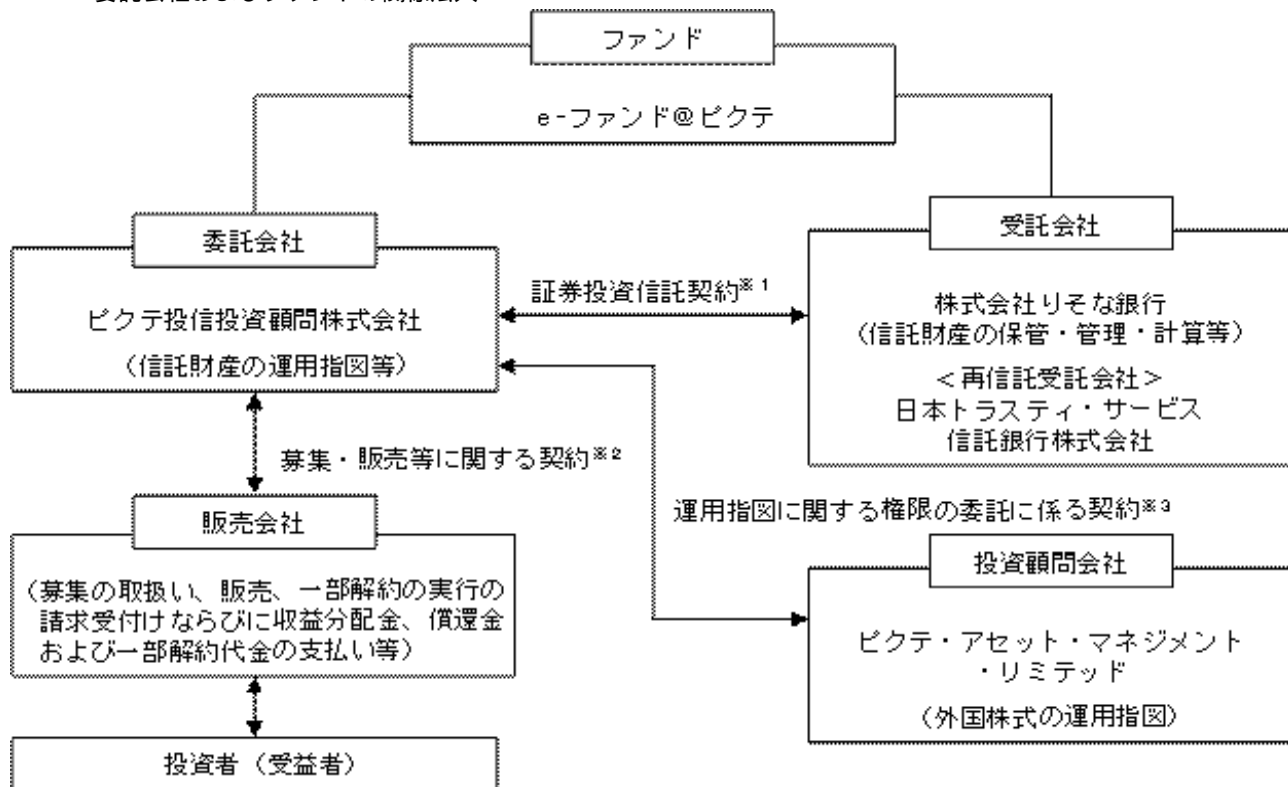
上記の企業群から以下の点を重視して銘柄選択を行います。

- ・技術力・ビジネスモデルの優位性から潜在成長力を持つ企業
- ・産業再編および規制緩和の進展により、利益成長が期待できる企業
- ・企業リストラ後の潜在成長力が評価できる企業

未上場・未登録の株式を信託財産の純資産総額の10%以内の比率で組入れることもあります。  
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。  
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人



- 1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。
- 3 委託会社が委託する運用の指図に係る業務の内容、運用指図に関する権限の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況(平成22年4月末日現在)

- ・資本金：2億円
- ・沿革：昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設  
昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立  
昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得

平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更

平成9年 投資信託委託業務の免許取得

現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #11-00 PWCビル 8 クロス ストリート	800株	100%

(参考) - ピクテ・グループとは -

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行(プライベート・バンク)として、世界中の投資者から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資者に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資者のニーズに合った資産運用業務を行っています。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a 基本方針

ファンドは、日本を含めた世界主要市場のIT(情報通信技術)関連企業の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

#### b 投資態度

21世紀のIT(情報通信技術)革命と新しいサービスをリードする企業を世界中から厳選します。

世界のIT関連セクターを下記の9つのサブセクターに分類し、企業の高い成長性に注目します。

投資型企業、ネットリテール、ネットコマース、プロバイダー、ITサービス・ITサポート、メディア・エンターテインメント、通信サービス、通信関連機器(ハード)、ITプラットフォーム(ソフト)

上記の企業群から以下の点を重視して銘柄選択を行います。

(ア)技術力・ビジネスモデルの優位性から潜在成長力を持つ企業

(イ)産業再編および規制緩和の進展により、利益成長が期待できる企業

(ウ)企業リストラ後の潜在成長力が評価できる企業

未上場・未登録の株式を信託財産の純資産総額の10%以内の比率で組入れることもあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

日本を含めた世界主要市場のIT(情報通信技術)関連企業の株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限りません。)

ハ. 金銭債権(イ、ロおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

ニ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に係る権限の委託を受けた者を含みます。以下、関連する限度において同じ。 )は、信託金を、主として、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )に投資することを指図できます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。 )の新株引受権証券を除きます。 )

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。 )

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。 )および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益権(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益権(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することを指図することができます。

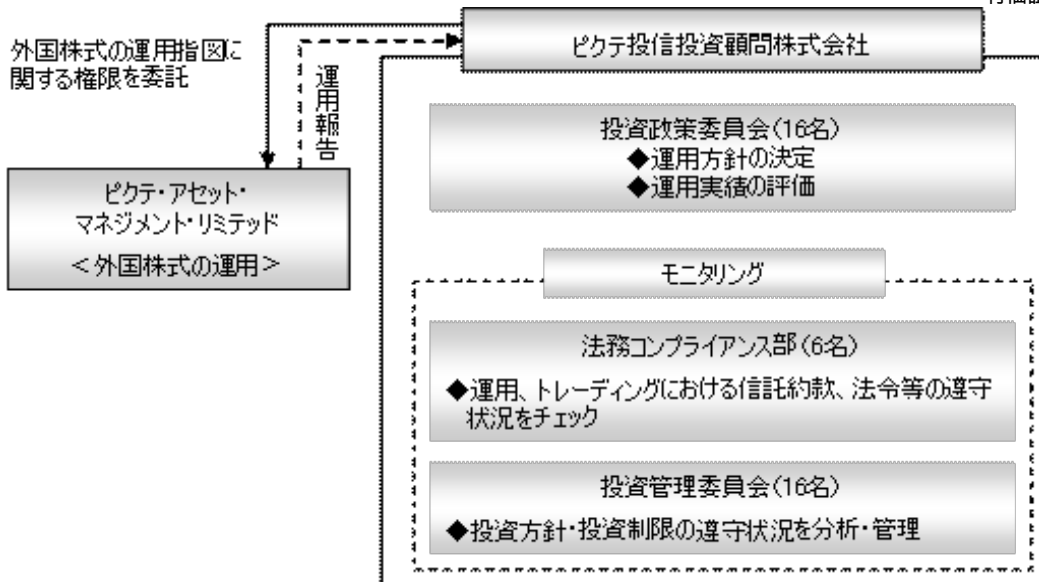
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、 の1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### その他

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券および信託財産に属する資産の価格変動リスクならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
5. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。
6. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。
7. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
8. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

### (3)【運用体制】



- ・運用にあたっては、外国株式の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」へ委託します。
  - ・投資政策委員会(16名)にて、投資政策の基本方針が決定されます。
  - ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(6名)において、運用、トレーディングにおける信託約款、法令諸規則等およびインターナル・ガイドラインの遵守状況がチェックされ、また、委託会社の内部統制状況全般の検証・評価を行い、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。また、投資管理委員会(16名)にて、投資方針・投資制限の遵守状況が分析・管理され、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
  - ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などの他、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
  - ・運用指図に関する権限の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部において、運用のガイドラインに基づいた運用がなされているかを確認します。
  - ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。
- 運用体制は、平成22年4月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

#### (4)【分配方針】

1. 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。  
分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。  
収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。  
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
2. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。  
配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。  
売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
4. ファンドの決算日  
毎年3月、9月の各20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
5. 収益分配金のお支払い  
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。  
「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。



**(5)【投資制限】**

## 1. 株式への投資制限(信託約款)

制限を設けません。

## 2. 投資する株式等の範囲(信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとし、

上記に関わらず、次に掲げる発行会社の発行する株式および外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式については、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を継続的に提出している発行会社(金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を提出している発行会社を含む。)

会社法(平成17年法律第86号)に基づく監査(会社法施行の際に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)に基づいて行われた監査を含みます。以下同じ。)が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社

公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

## 3. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(信託約款)

取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。

## 4. 投資信託証券への投資制限(信託約款)

信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

## 5. 同一銘柄の株式への投資制限(信託約款)

取得時において、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

## 6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(信託約款)

信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

## 7. 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資制限(信託約款)

信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

## 8. 外貨建資産への投資制限(信託約款)

外貨建資産への投資には制限を設けません。

## 9. 有価証券先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款)

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとし、(以下同じ。)

)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建資産」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### 10. スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

スワップ取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

#### 11. 信用取引の指図範囲(信託約款)

信用取引による株券の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

#### 12. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

金利先渡取引および為替先渡取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

#### 13. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

#### 14. 資金の借入れ(信託約款)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入

額は収益分配金の再投資額を限度とします。

15. 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

16. デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの主なりリスク等は以下の通りです。

#### 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

組入れた株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。また、特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、平均的な株式市場の動きと比べて異なる動きをする場合やその価格変動が大きい場合があります。未上場・未登録の株式の組入れを行うこともあります。これらの株式は流動性が上場株式に比べて著しく劣る場合があります。価格変動が極めて大きい場合があります。

#### 為替に関するリスク

ファンドは、外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。ファンドは高位の為替ヘッジ比率を保つことで為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジが行われない部分やオーバーヘッジとなる部分が発生すると考えられます。したがって、部分的にはありますが、為替変動の影響を直接受けることが想定されます。また、為替ヘッジを行う場合には、為替ヘッジを行う通貨の金利と円金利を比較して、円金利の方が低い場合には、当該金利差相当分の為替ヘッジコストがかかります。なお、為替ヘッジを行うことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。

#### 有価証券先物取引等に伴うリスク

ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

#### 流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合、投資銘柄が未上場である場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

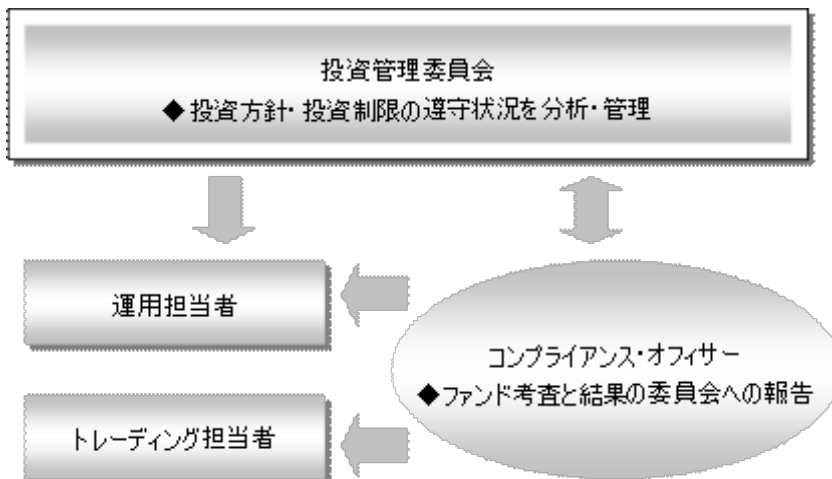
解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

#### その他の留意点

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みおよび解約請求の受け付けを取消することができます。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- ・ファンドは、毎決算時に原則として収益分配方針にしたがい分配を行います。分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。  
 ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

## (2) リスク管理体制



### <コンプライアンス・オフィサー>

日次でトレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。  
 毎週、運用状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。

### <投資管理委員会>

月次で委員会を開催してレビューを行います。コンプライアンス・オフィサーおよび担当者から、運用状況および運用実績等が報告され、また信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。

リスク管理体制は、平成22年4月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

3.15% (税抜3.0%) の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号：03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ：http://www.pictet.co.jp)または販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

また、販売会社によっては、償還乗り換えにより、ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金とその元本のいずれか大きい額)の範囲内で取得する口数について無手数料となる場合があります。詳細については販売会社にてご確認ください。

「償還乗り換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権または受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。)をもって、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でファンドに係る受益権の取得申込みをする場合をいいます。

### (2)【換金(解約)手数料】

ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89% (税抜1.80%) の率を乗じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	純資産総額に対し 年率0.8925% (税抜0.85%)
販売会社	純資産総額に対し 年率0.8925% (税抜0.85%)

受託会社	純資産総額に対し 年率0.105%（税抜0.10%）
------	----------------------------

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払います。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の信託報酬には、運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は毎計算日計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払います。ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

#### (5)【課税上の取扱い】

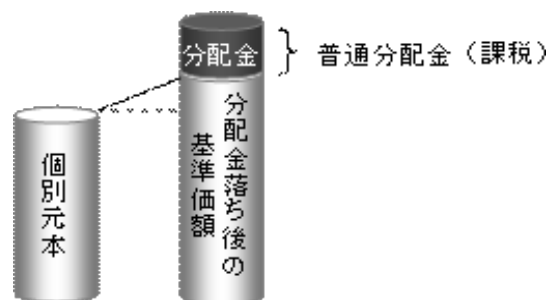
ファンドは株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの特別分配金は課税されません。

##### < 収益分配金の課税 >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

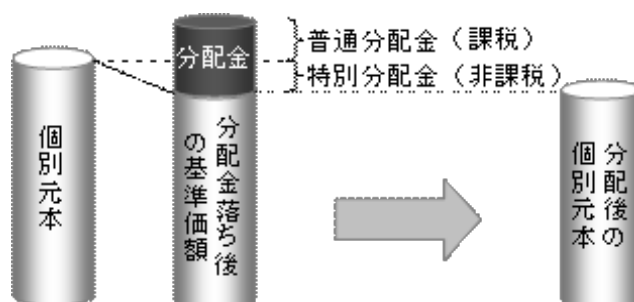
##### < イメージ図 >



当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

##### < イメージ図 >



##### < 個別元本について >

個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益

権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預かりでない受益証券および記名式受益証券については受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(特別分配金については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください。)

#### < 解約時および償還時の課税について >

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

#### < 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となります(原則として、確定申告は不要です。)

解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)

#### < 法人の受益者に対する課税 >

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税)、平成24年1月1日からは15%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません。)

なお、ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

上記「課税上の取扱い」の内容は、平成22年4月末日現在の税制等に基づく内容であり、税制が改正された場合等は変更される場合があります。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

(平成22年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	114,463,400	52.75
	アメリカ	63,457,829	29.24
	イギリス	15,879,600	7.32
	スイス	7,953,387	3.67
	イスラエル	7,667,080	3.53
	ドイツ	3,210,339	1.48
	オランダ	2,520,720	1.16
	フランス	2,100,600	0.97
	小計	217,252,955	100.12
現金・預金・その他資産(負債控除後)		251,701	0.12
合計(純資産総額)		217,001,254	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄明細

(平成22年4月末日現在)

銘柄名	国名	種類	業種	数量(株)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1 日立化成工業	日本	株式	化学	3,200	1,960.00 6,272,000	2,047.00 6,550,400	3.02
2 EMC CORPORATION MASS	アメリカ	株式	テクノロジー・ ハードウェア・機器	3,000	1,771.33 5,314,014	1,846.59 5,539,782	2.55

3	AUTONOMY CORP PLC	イギリス	株式	ソフトウェア・サービス	2,100	2,614.70 5,490,888	2,613.26 5,487,859	2.53
4	信越化学工業	日本	株式	化学	1,000	5,200.00 5,200,000	5,450.00 5,450,000	2.51
5	イビデン	日本	株式	電気機器	1,500	3,025.00 4,537,500	3,410.00 5,115,000	2.36
6	電気化学工業	日本	株式	化学	12,000	373.00 4,476,000	422.00 5,064,000	2.33
7	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	800	5,880.00 4,704,000	6,210.00 4,968,000	2.29
8	東芝	日本	株式	電気機器	9,000	466.00 4,194,000	548.00 4,932,000	2.27
9	NETLOGIC MICROSYSTEMS INC	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	1,500	2,900.17 4,350,267	3,283.04 4,924,564	2.27
10	MCAFFEE INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	1,300	3,885.09 5,050,618	3,718.58 4,834,163	2.23
11	EQUINIX INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	500	9,594.59 4,797,298	9,533.99 4,766,997	2.20
12	TEMENOS GROUP AG-REG	スイス	株式	ソフトウェア・サービス	1,800	2,646.79 4,764,222	2,625.09 4,725,171	2.18
13	VMWARE INC-CLASS A	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	800	5,059.08 4,047,267	5,879.37 4,703,500	2.17
14	スタートトゥデイ	日本	株式	小売業	21	163,000.00 3,423,000	222,500.00 4,672,500	2.15
15	富士通	日本	株式	電気機器	7,000	568.00 3,976,000	665.00 4,655,000	2.15
16	ディー・エヌ・エー	日本	株式	サービス業	6	697,000.00 4,182,000	769,000.00 4,614,000	2.13
17	TELECITY GROUP PLC	イギリス	株式	ソフトウェア・サービス	7,600	598.51 4,548,698	590.58 4,488,414	2.07
18	インターネットイニシアティブ	日本	株式	情報・通信業	19	213,569.89 4,057,828	234,000.00 4,446,000	2.05
19	NETAPP INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	1,300	3,095.15 4,023,703	3,371.46 4,382,909	2.02
20	ARUBA NETWORKS INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	3,500	1,177.75 4,122,147	1,248.30 4,369,081	2.01
21	クラレ	日本	株式	化学	3,500	1,195.00 4,182,500	1,237.00 4,329,500	2.00
22	グリー	日本	株式	情報・通信業	800	5,880.00 4,704,000	5,210.00 4,168,000	1.92
23	JUNIPER NETWORKS INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	1,500	2,823.39 4,235,094	2,761.89 4,142,842	1.91
24	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	1,600	2,471.21 3,953,950	2,588.80 4,142,090	1.91
25	BLUE COAT SYSTEMS INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	1,300	3,012.12 3,915,757	3,186.15 4,141,996	1.91
26	CAVIUM NETWORKS INC	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	1,500	2,462.07 3,693,118	2,714.86 4,072,290	1.88
27	エルピーダメモリ	日本	株式	電気機器	2,000	1,749.00 3,498,000	2,030.00 4,060,000	1.87
28	CHECK POINT SOFTWARE TECH	イスラエル	株式	ソフトウェア・サービス	1,200	3,274.57 3,929,492	3,366.76 4,040,118	1.86
29	SONICWALL INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	4,000	856.03 3,424,148	994.31 3,977,279	1.83
30	イー・アクセス	日本	株式	情報・通信業	53	68,784.86 3,645,598	75,000.00 3,975,000	1.83
投資比率：合計								64.41

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

#### b 種類別および業種別の投資比率

(平成22年4月末日現在)

種類	業種	投資比率(%)
日本株式		52.75
	内 電気機器	17.08
	内 情報・通信業	12.87
	内 化学	12.67
	内 サービス業	6.23

	内 小売業	2.15
	内 金属製品	1.74
外国株式		47.37
	内 ソフトウェア・サービス	25.81
	内 テクノロジー・ハードウェア・機器	17.41
	内 半導体・半導体製造装置	4.15
	合計	100.12

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

**(3) 【運用実績】**

**【純資産の推移】**

平成22年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期末(平成12年9月20日)	5,702	5,702	9,677	9,677
第2期末(平成13年3月21日)	1,887	1,887	4,993	4,993
第3期末(平成13年9月20日)	1,218	1,218	3,680	3,680
第4期末(平成14年3月20日)	1,287	1,287	4,631	4,631
第5期末(平成14年9月20日)	868	868	3,377	3,377
第6期末(平成15年3月20日)	687	687	3,183	3,183
第7期末(平成15年9月22日)	853	853	4,442	4,442
第8期末(平成16年3月22日)	862	862	4,868	4,868
第9期末(平成16年9月21日)	751	751	4,723	4,723
第10期末(平成17年3月22日)	694	694	4,825	4,825
第11期末(平成17年9月20日)	707	707	5,463	5,463
第12期末(平成18年3月20日)	751	751	6,706	6,706
第13期末(平成18年9月20日)	644	644	6,344	6,344
第14期末(平成19年3月20日)	573	573	6,486	6,486
第15期末(平成19年9月20日)	497	497	6,252	6,252
第16期末(平成20年3月21日)	353	353	5,042	5,042
第17期末(平成20年9月22日)	284	284	4,517	4,517
第18期末(平成21年3月23日)	173	173	2,975	2,975
第19期末(平成21年9月24日)	222	222	3,986	3,986
第20期末(平成22年3月23日)	207	207	4,192	4,192



平成21年4月末日	189		3,260	
5月末日	198		3,434	
6月末日	205		3,601	
7月末日	211		3,776	
8月末日	213		3,808	
9月末日	220		3,941	
10月末日	215		3,923	
11月末日	204		3,791	
12月末日	219		4,115	
平成22年1月末日	209		3,940	
2月末日	201		3,928	
3月末日	209		4,234	
4月末日	217		4,433	

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、計算期間末の純資産総額に、計算期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

### 【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金
第1期	自 平成12年3月31日 至 平成12年9月20日	0円
第2期	自 平成12年9月21日 至 平成13年3月21日	0円
第3期	自 平成13年3月22日 至 平成13年9月20日	0円
第4期	自 平成13年9月21日 至 平成14年3月20日	0円
第5期	自 平成14年3月21日 至 平成14年9月20日	0円
第6期	自 平成14年9月21日 至 平成15年3月20日	0円
第7期	自 平成15年3月21日 至 平成15年9月22日	0円
第8期	自 平成15年9月23日 至 平成16年3月22日	0円
第9期	自 平成16年3月23日 至 平成16年9月21日	0円
第10期	自 平成16年9月22日 至 平成17年3月22日	0円
第11期	自 平成17年3月23日 至 平成17年9月20日	0円
第12期	自 平成17年9月21日 至 平成18年3月20日	0円
第13期	自 平成18年3月21日 至 平成18年9月20日	0円
第14期	自 平成18年9月21日 至 平成19年3月20日	0円
第15期	自 平成19年3月21日 至 平成19年9月20日	0円
第16期	自 平成19年9月21日 至 平成20年3月21日	0円
第17期	自 平成20年3月22日 至 平成20年9月22日	0円
第18期	自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日	0円
第19期	自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日	0円
第20期	自 平成21年9月25日 至 平成22年3月23日	0円

### 【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期	自 平成12年3月31日 至 平成12年9月20日 3.2
第2期	自 平成12年9月21日 至 平成13年3月21日 48.4
第3期	自 平成13年3月22日 至 平成13年9月20日 26.3
第4期	自 平成13年9月21日 至 平成14年3月20日 25.8
第5期	自 平成14年3月21日 至 平成14年9月20日 27.1
第6期	自 平成14年9月21日 至 平成15年3月20日 5.7
第7期	自 平成15年3月21日 至 平成15年9月22日 39.6
第8期	自 平成15年9月23日 至 平成16年3月22日 9.6
第9期	自 平成16年3月23日 至 平成16年9月21日 3.0
第10期	自 平成16年9月22日 至 平成17年3月22日 2.2
第11期	自 平成17年3月23日 至 平成17年9月20日 13.2
第12期	自 平成17年9月21日 至 平成18年3月20日 22.8
第13期	自 平成18年3月21日 至 平成18年9月20日 5.4
第14期	自 平成18年9月21日 至 平成19年3月20日 2.2
第15期	自 平成19年3月21日 至 平成19年9月20日 3.6
第16期	自 平成19年9月21日 至 平成20年3月21日 19.4
第17期	自 平成20年3月22日 至 平成20年9月22日 10.4
第18期	自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日 34.1
第19期	自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日 34.0
第20期	自 平成21年9月25日 至 平成22年3月23日 5.2

(注)収益率の計算方法：(計算期間末の基準価額(分配付) - 前計算期間末の基準価額(分配落)) ÷ 前計算期間末の基準価額(分配落) × 100



- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価格は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価格に準じて計算された価格とします。
- ・解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。  
解約価額につきましては、委託会社（ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号：03-3212-3061（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>）または販売会社にてご確認ください。
- ・解約手数料：ありません。
- ・解約代金のお支払い  
解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

## 7【管理及び運営の概要】

### a 資産の評価方法

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ファンドの主要投資対象である株式については、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価されます。

### b 信託期間

平成12年3月31日（当初設定日）から無期限です。

ただし、委託会社は、後記「e ファンドの償還条件等」に記載の場合に信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

### c 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年3月21日から9月20日および9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成12年3月31日から平成12年9月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

### d ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

- 1．信託期間終了前に、ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき
- 2．監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたとき
- 3．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき  
監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4．受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

### e 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

### f ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

### g 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。

### h 運用報告書の作成

委託会社は、計算期間終了毎および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。

## 第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報」に記載の財務諸表から抜粋して記載したものです。当該財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

## 1【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 [平成21年9月24日現在]	第20期 [平成22年3月23日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	5,171	61,766
金銭信託	-	311,793
コール・ローン	5,183,959	4,715,008
株式	218,875,786	204,064,850
派生商品評価勘定	65,173	469,485
未収入金	8,001,422	1,555,599
未収配当金	3,500	186,110
未収利息	20	10
流動資産合計	232,135,031	211,364,621
資産合計	232,135,031	211,364,621
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	215,501	36
未払金	7,292,514	1,889,323
未払受託者報酬	106,881	109,753
未払委託者報酬	1,816,938	1,865,743
その他未払費用	53,380	54,825
流動負債合計	9,485,214	3,919,680
負債合計	9,485,214	3,919,680
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	558,520,000	494,830,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	335,870,183	287,385,059
(分配準備積立金)	6,975,247	6,803,286
元本等合計	222,649,817	207,444,941
純資産合計	222,649,817	207,444,941
負債純資産合計	232,135,031	211,364,621

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期 自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	第20期 自平成21年9月25日 至平成22年3月23日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	1,306,905	789,876
受取利息	3,004	1,679
有価証券売買等損益	58,517,125	12,121,618
為替差損益	608,288	210,342
その他収益	535,782	-
営業収益合計	60,971,104	12,702,831
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	106,881	109,753
委託者報酬	1,816,938	1,865,743
その他費用	1,165,857	717,280
営業費用合計	3,089,676	2,692,776

営業利益又は営業損失( )	57,881,428	10,010,055
経常利益又は経常損失( )	57,881,428	10,010,055
当期純利益又は当期純損失( )	57,881,428	10,010,055
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,377,355	174,665
期首剰余金又は期首欠損金( )	410,309,898	335,870,183
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,935,642	38,300,404
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,935,642	38,300,404
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	335,870,183	287,385,059

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	第20期 自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。  (2)計算期間期首及び期末の取扱い 信託約款第44条により、平成21年 3月20日及びその翌日と翌々日が休日のため、当計算期間期首を平成21年 3月24日とし、平成21年 9月20日から9月23日までが休日のため、当計算期間期末を平成21年 9月24日としております。このため当計算期間は185日となっております。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左  (2)計算期間期首及び期末の取扱い 信託約款第44条により、平成21年 9月20日から9月23日までが休日のため、当計算期間期首を平成21年 9月25日とし、平成22年 3月20日及びその翌日と翌々日が休日のため、当計算期間期末を平成22年 3月23日としております。このため当計算期間は180日となっております。

## 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 受益証券の名義書換について

該当事項はありません。

## (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

## (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

本書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載情報の項目は以下の通りです。

第三部 ファンドの詳細情報

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成12年3月31日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込(販売)手続等】

< 申込手続き >

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間における毎営業日受付けます。
- ・取得申込みの受付は原則として午後3時までとします(取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。)、これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みの際には、販売会社所定の方法でお申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース : 収益分配金を受取るコース

自動けいぞく投資コース : 収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結していただきます。当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

< 申込単位 >

申込単位は次の通りです。

一般コース：1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

自動購入サービス契約 を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

< 申込価額 >

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 申込手数料 >

3.15% (税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。)

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

< 払込期日、払込取扱場所 >

受益権の取得申込者は、申込代金を取得申込受付日から起算して5営業日目までに支払うものとします。申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください。

#### 2【換金(解約)手続等】

< 換金手続き(解約請求) >

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。



- ・解約請求の受付は原則として午後3時までとします(解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求とします。)、これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方におかれましては、解約請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受けた解約請求の受付を取消することがあります。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価格は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとして後記の解約価格に準じて計算された価格とします。

#### <解約価額>

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額につきましては、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで))または販売会社にてご確認ください。

#### <解約手数料>

ありません。

#### <解約代金のお支払い>

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### a 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ファンドの主要投資対象である株式については、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

###### b 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

###### c 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号:03-3212-3061(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ: <http://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。(略称「eファン」)

##### (2)【保管】

該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

平成12年3月31日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 a ファンドの償還条件等」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

##### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月21日から9月20日および9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成12年3月31日から平成12年9月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

##### (5)【その他】

#### a ファンドの償還条件等

)委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。

)委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、ファンドは監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### b 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

#### c ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

#### d 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

#### e 運用報告書の作成

委託会社は、計算期間終了後および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。

#### f 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### g 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された運用指図に関する権限の委託に係る契約は、3ヵ月前の書面による通知によっていつでも終了させる事ができ、その終了の時期は当該月末とします。

## 2【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### a 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## b 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## c 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から支払われます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(平成21年3月24日から平成21年9月24日まで)及び第20期計算期間(平成21年9月25日から平成22年3月23日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】  
e - ファンド@ピクテ  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 [平成21年9月24日現在]	第20期 [平成22年3月23日現在]
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	5,171	61,766
金銭信託	-	311,793
コール・ローン	5,183,959	4,715,008
株式	218,875,786	204,064,850
派生商品評価勘定	65,173	469,485
未収入金	8,001,422	1,555,599
未収配当金	3,500	186,110
未収利息	20	10
<b>流動資産合計</b>	<b>232,135,031</b>	<b>211,364,621</b>
<b>資産合計</b>	<b>232,135,031</b>	<b>211,364,621</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	215,501	36
未払金	7,292,514	1,889,323
未払受託者報酬	106,881	109,753
未払委託者報酬	1,816,938	1,865,743
その他未払費用	53,380	54,825
<b>流動負債合計</b>	<b>9,485,214</b>	<b>3,919,680</b>
<b>負債合計</b>	<b>9,485,214</b>	<b>3,919,680</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	558,520,000	494,830,000
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	335,870,183	287,385,059
（分配準備積立金）	6,975,247	6,803,286
<b>元本等合計</b>	<b>222,649,817</b>	<b>207,444,941</b>
<b>純資産合計</b>	<b>222,649,817</b>	<b>207,444,941</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>232,135,031</b>	<b>211,364,621</b>

## （2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期	第20期
	自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日
営業収益		
受取配当金	1,306,905	789,876
受取利息	3,004	1,679
有価証券売買等損益	58,517,125	12,121,618
為替差損益	608,288	210,342
その他収益	535,782	-
営業収益合計	60,971,104	12,702,831
営業費用		
受託者報酬	106,881	109,753
委託者報酬	1,816,938	1,865,743
その他費用	1,165,857	717,280
営業費用合計	3,089,676	2,692,776
営業利益又は営業損失（ ）	57,881,428	10,010,055
経常利益又は経常損失（ ）	57,881,428	10,010,055
当期純利益又は当期純損失（ ）	57,881,428	10,010,055
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,377,355	174,665
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	410,309,898	335,870,183
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,935,642	38,300,404
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,935,642	38,300,404
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	335,870,183	287,385,059

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	第20期 自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。  (2)計算期間期首及び期末の取扱い 信託約款第44条により、平成21年 3月20日及びその翌日と翌々日が休日のため、当計算期間期首を平成21年 3月24日とし、平成21年 9月20日から9月23日までが休日のため、当計算期間期末を平成21年 9月24日としております。このため当計算期間は185日となっております。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左  (2)計算期間期首及び期末の取扱い 信託約款第44条により、平成21年 9月20日から9月23日までが休日のため、当計算期間期首を平成21年 9月25日とし、平成22年 3月20日及びその翌日と翌々日が休日のため、当計算期間期末を平成22年 3月23日としております。このため当計算期間は180日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第19期 (平成21年 9月24日現在)	第20期 (平成22年 3月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	584,050,000円	558,520,000円
期中追加設定元本額	円	円
期中一部解約元本額	25,530,000円	63,690,000円
2. 計算期間末日における受益権の総数	558,520,000口	494,830,000口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は335,870,183円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は287,385,059円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第19期 自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	第20期 自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	信託財産純資産総額の年率0.44%相当額	同左

2. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,709,338円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(5,265,909円)より分配対象収益は6,975,247円(1万口当たり124.88円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(623,450円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(6,179,836円)より分配対象収益は6,803,286円(1万口当たり137.47円)ですが、分配を行っておりません。
-------------	---	---

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第19期(平成21年9月24日現在)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	218,875,786円	48,641,182円
合計	218,875,786円	48,641,182円

第20期(平成22年3月23日現在)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	204,064,850円	17,249,628円
合計	204,064,850円	17,249,628円

## (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	第19期 自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	第20期 自平成21年9月25日 至平成22年3月23日
1. 取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、配当利金等の受取りのため、また将来の為替の変動によるリスク回避を目的として外国為替予約を行っています。信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行い、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、配当利金等の受取りのため、また外貨建資産の為替変動リスクを回避するため外国為替予約を行っています。信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行い、安定的な利益の確保を図る目的で利用します。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主なリスクは、為替相場の変動により発生する為替変動リスクと、取引相手の信用状況の変化により発生する取引先信用リスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の管理・執行については、信託約款、法令等及び取引権限・取引限度額等を定めた社内ルールに従い、管理は法務コンプライアンス部門が、執行は担当者が資産運用部の承認を得て行っております。	同左



6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
--------------------------	---	----

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

第19期(平成21年9月24日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	61,340,720		61,429,230	88,510
	イギリスポンド	12,123,799		12,061,886	61,913
	スイスフラン	4,841,776		4,880,997	39,221
	ユーロ	24,076,414		24,160,924	84,510
合計		102,382,709		102,533,037	150,328

第20期(平成22年3月23日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	69,220,579		69,018,641	201,938
	イギリスポンド	12,354,726		12,196,839	157,887
	スイスフラン	6,510,414		6,493,036	17,378
	ユーロ	12,399,526		12,307,280	92,246
合計		100,485,245		100,015,796	469,449

## (注)時価の算定方法

## ・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡日(以下、当該日という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (一口当たり情報に関する注記)

区分	第19期 (平成21年9月24日現在)	第20期 (平成22年3月23日現在)
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.3986円 (3,986円)	0.4192円 (4,192円)

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

## 株式

通貨	銘柄	株式数	評価単価	評価金額	備考
円	ミクシィ	3	603,000	1,809,000	
	カカクコム	14	348,500	4,879,000	
	ディー・エヌ・エー	6	697,000	4,182,000	
	スタートトゥデイ	21	163,000	3,423,000	
	クラレ	3,500	1,195	4,182,500	
	SUMCO	2,800	1,812	5,073,600	
	グリーン	800	5,880	4,704,000	
	インターネットイニシアティブ	14	211,300	2,958,200	
	ニフティ	18	74,000	1,332,000	
	関東電化工業	4,000	685	2,740,000	
	電気化学工業	12,000	373	4,476,000	
	イビデン	1,500	3,025	4,537,500	
	信越化学工業	1,000	5,200	5,200,000	
	日本合成化学工業	7,000	612	4,284,000	
	日立化成工業	3,200	1,960	6,272,000	
	トレンドマイクロ	1,000	3,240	3,240,000	
	楽天	74	69,000	5,106,000	
	東芝	9,000	466	4,194,000	
	日本電産	500	9,840	4,920,000	
	エルピーダメモリ	2,500	1,749	4,372,500	
	富士通	7,000	568	3,976,000	
	パナソニック	2,000	1,366	2,732,000	
	日本マイクロニクス	2,500	1,549	3,872,500	
	東京エレクトロン	800	5,880	4,704,000	
	イー・アクセス	46	68,200	3,137,200	
		通貨小計 銘柄数	61,296 25銘柄		100,307,000
米ドル	ARCSIGHT INC	1,100	26.42	29,062.00	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	1,500	34.81	52,215.00	
	COMMVAULT SYSTEMS INC	1,000	22.68	22,680.00	
	CYBERSOURCE CORP	2,500	18.76	46,900.00	
	EQUINIX INC	400	101.95	40,780.00	
	FORTINET INC	1,500	17.13	25,695.00	
	INFORMATICA CORP	1,000	27.69	27,690.00	
	MCAFFEE INC	1,300	41.30	53,690.00	
	NICE SYSTEMS LTD-SPONS ADR	1,200	33.39	40,068.00	
	SONICWALL INC	4,000	9.10	36,400.00	
	SYMANTEC CORP	1,800	17.18	30,924.00	
	VMWARE INC-CLASS A	1,000	53.78	53,780.00	
	ARUBA NETWORKS INC	4,000	12.52	50,080.00	
	BLUE COAT SYSTEMS INC	1,700	32.02	54,434.00	
	CISCO SYSTEMS INC	1,600	26.27	42,032.00	
	EMC CORPORATION MASS	3,000	18.83	56,490.00	
	JUNIPER NETWORKS INC	1,200	30.14	36,168.00	
	NETAPP INC	1,200	32.93	39,516.00	
	NETLOGIC MICROSYSTEMS INC	2,000	30.83	61,660.00	
		通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	33,000 19銘柄		800,264.00 (72,255,836)
イギリスポンド	AUTONOMY CORP PLC	2,100	18.13	38,073.00	
	SAGE GROUP PLC (THE)	9,200	2.47	22,733.20	
	TELECITY GROUP PLC	7,600	4.15	31,540.00	

	通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	18,900 3銘柄		92,346.20 (12,575,705)	
スイスフラン	TEMENOS GROUP AG-REG KUDELSKI SA-BEARER	1,800 800	30.50 31.80	54,900.00 25,440.00	
	通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	2,600 2銘柄		80,340.00 (6,851,395)	
ユーロ	WIRECARD AG GEMALTO NV INGENICO WINCOR NIXDORF AG	3,500 600 1,400 500	8.02 31.75 18.67 50.95	28,070.00 19,050.00 26,145.00 25,475.00	
	通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	6,000 4銘柄		98,740.00 (12,074,914)	
合計	[うち外国証券] 銘柄数	121,796 60,500 53銘柄		204,064,850 [103,757,850]	

株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

(注)

- 各通貨毎の小計欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式 19銘柄	100.0%	69.7%
イギリスポンド	株式 3銘柄	100.0%	12.1%
スイスフラン	株式 2銘柄	100.0%	6.6%
ユーロ	株式 4銘柄	100.0%	11.6%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第6 借入金明細表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成22年4月末日現在)

資産総額	224,714,386円
負債総額	7,713,132円
純資産総額( - )	217,001,254円
発行済数量	489,550,000口
1万口当たり純資産額( / )	4,433円

## 第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第1期	5,892,380,000	0
第2期	1,622,601,457	3,734,410,000
第3期	505,040,000	974,370,000
第4期	115,860,000	646,210,000
第5期	8,410,000	217,410,000
第6期	250,000	411,390,000
第7期	60,000	239,440,000
第8期	310,000	150,070,000
第9期	2,000,000	183,360,000
第10期	0	150,070,000
第11期	200,000	145,930,000
第12期	270,000	173,520,000
第13期	140,000	106,110,000
第14期	20,000	131,461,457
第15期	0	87,730,000
第16期	0	94,760,000
第17期	50,000	71,900,000
第18期	0	45,400,000
第19期	0	25,530,000
第20期	0	63,690,000

(注)設定総額には、当初募集総額を含みます。

**第四部【特別情報】****第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成22年4月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

**(2) 委託会社の機構****a 経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

**b 投資運用の意思決定機構**

投資運用の意思決定機構である投資政策委員会において、投資政策の基本方針の審議ないし決定が行われます。投資政策委員会は、常務取締役、チーフインベストメントオフィサー、ポートフォリオマネージャーその他社長が指名する者をもって構成します。定例投資政策委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策委員会が随時招集されます。

また、投資方針ならびに投資制限条項との関連での妥当性等を分析、管理する機関として投資管理委員会を設置しています。

**2【事業の内容及び営業の概況】**

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成22年4月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次の通りです。(ただし、マザーファンドを除きます。)

種類		本数	純資産総額(円)	
追加型投信	国内	株式	6	31,286,443,834
		債券	1	25,974,681
	海外	株式	11	30,879,424,280
		債券	11	213,779,273,426
	内外	株式	10	1,125,148,126,933
		債券	1	458,830,023
資産複合		8	138,317,141,647	
合計		48	1,539,895,214,824	

種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

## 3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、第24期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第25期事業年度(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 平成21年11月11日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、事業年度を1月1日から12月31日までと変更しました。その経過措置として、当事業年度は平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び第25期事業年度(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

		第24期 (平成21年3月31日現在)			第25期 (平成21年12月31日現在)		
資 産 の 部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			7,278,909			5,511,466	
有価証券			1,006,110			-	
前払費用			58,948			47,059	
未収委託者報酬			1,240,812			1,281,234	
未収収益			193,196			307,410	
未収還付法人税等			-			113,821	
未収還付消費税			130,545			6,533	
繰延税金資産			40,999			119,660	
その他			33,727			40,412	
流動資産計			9,983,251	88.2		7,427,595	85.0
固定資産							
有形固定資産			292,273	2.6		266,289	3.0
建物付属設備	1	177,294			156,746		
器具備品	1	114,979			109,543		
無形固定資産			270,913	2.4		252,327	2.9
ソフトウェア		135,188			242,584		
ソフトウェア仮勘定		134,892			-		
その他		831			9,743		
投資その他の資産			767,887	6.7		797,350	9.1
投資有価証券		887			200,000		
長期前払費用		23,096			17,384		
長期差入保証金		211,534			212,288		
繰延税金資産		532,369			367,678		
固定資産計			1,331,074	11.7		1,315,967	15.0
資産合計			11,314,325	100.0		8,743,562	100.0

		第24期 (平成21年3月31日現在)		第25期 (平成21年12月31日現在)	
負 債 の 部					

区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			125,710			126,320	
未払金			1,251,904			1,572,807	
未払手数料		684,048			715,485		
その他未払金		567,856			857,322		
未払法人税等			75,813			-	
賞与引当金			78,436			267,029	
役員賞与引当金			32,854			239,411	
その他			-			2,488	
流動負債計			1,564,720	13.8		2,208,058	25.3
固定負債							
退職給付引当金			543,720			556,139	
役員退職慰労引当金			764,632			347,688	
固定負債計			1,308,353	11.5		903,828	10.3
負債合計			2,873,074	25.4		3,111,886	35.6
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			200,000	1.8		200,000	2.3
利益剰余金			8,241,338	72.8		5,432,269	62.1
利益準備金		50,000			50,000		
その他利益剰余金		8,191,338			5,382,269		
繰越利益剰余金		8,191,338			5,382,269		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			87	0.0		593	0.0
純資産合計			8,441,251	74.6		5,631,676	64.4
負債・純資産合計			11,314,325	100.0		8,743,562	100.0

## (2)【損益計算書】

区分	注記 番号	第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日			第25期 自平成21年4月1日 至平成21年12月31日		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			23,817,985			13,504,502	
その他営業収益			928,019			544,208	
営業収益計			24,746,004	100.0		14,048,710	100.0
営業費用							
支払手数料			14,621,069			8,189,548	
広告宣伝費			178,803			101,806	
調査費			1,512,226			969,014	
調査費		68,487			74,669		
委託調査費		1,443,738			894,344		
委託計算費			210,679			151,775	
営業雑経費			385,419			281,650	
通信費		31,173			29,065		
印刷費		315,648			227,760		
諸会費		25,043			14,864		

経常損益の部	営業	図書費		2,533			2,794		
		諸経費		11,019			7,164		
		営業費用計			16,908,198	68.3		9,693,796	69.0
		一般管理費							
		給料			1,712,248			1,528,561	
		役員報酬		67,495			105,019		
		給料・手当		1,257,155			1,009,327		
		役員賞与		43,076			1,622		
		賞与		30,153			17,443		
		賞与引当金繰入		217,448			188,592		
		役員賞与引当金繰入		96,918			206,557		
		旅費交通費			94,273			50,919	
		租税公課			36,396			24,802	
		不動産賃借料			245,131			172,945	
		退職給付費用			83,703			78,353	
		役員退職慰労引当金繰入			25,039			21,109	
		固定資産減価償却費			93,926			104,723	
		消耗器具備品費			20,350			8,870	
		人材採用費			24,833			9,390	
		修繕維持費			41,245			44,327	
		諸経費			240,301			132,126	
	一般管理費計			2,617,452	10.6		2,176,130	15.5	
	営業利益			5,220,354	21.1		2,178,783	15.5	
営業外損益の部	営業外	営業外収益							
		有価証券利息			3,025		2,869		
		受取利息			22,891		1,517		
		その他			4,123		3,243		
		営業外収益計			30,040	0.1	7,631	0.1	
		営業外費用							
		支払手数料			19,250		12,507		
	その他			8,078		312			
	営業外費用計			27,329	0.1	12,820	0.1		
	経常利益			5,223,065	21.1		2,173,594	15.5	
特別損益の部	特別	特別利益							
		投資有価証券売却益			88		-		
		特別利益計			88	0.0	-	0.0	
		特別損失							
		前期損益修正損	1		64,445		-		
		固定資産除却損	2		30,278		15,932		
	ソフト開発中止損			1,116		-			
	投資有価証券売却損			-		17			
	特別損失計			95,839	0.4	15,950	0.1		
	税引前当期純利益			5,127,314	20.7		2,157,644	15.4	
	法人税、住民税及び事業税			2,000,757	8.1		880,335	6.3	
	法人税等調整額			155,019	0.6		86,377	0.6	
	当期純利益			2,971,538	12.0		1,190,931	8.5	

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

株主資本	第24期事業年度		第25期事業年度	
	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
資本金				



前期末残高	200,000	200,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	40,000	50,000
当期変動額		
利益準備金積立	10,000	-
当期変動額合計	10,000	-
当期末残高	50,000	50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,229,800	8,191,338
当期変動額		
利益準備金積立	10,000	-
剰余金の配当	3,000,000	4,000,000
当期純利益	2,971,538	1,190,931
当期変動額合計	38,462	2,809,069
当期末残高	8,191,338	5,382,269
利益剰余金合計		
前期末残高	8,269,800	8,241,338
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	4,000,000
当期純利益	2,971,538	1,190,931
当期変動額合計	28,462	2,809,069
当期末残高	8,241,338	5,432,269
株主資本合計		
前期末残高	8,469,800	8,441,338
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	4,000,000
当期純利益	2,971,538	1,190,931
当期変動額合計	28,462	2,809,069
当期末残高	8,441,338	5,632,269
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2	87
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	90	506
当期変動額合計	90	506
当期末残高	87	593
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2	87
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	90	506
当期変動額合計	90	506
当期末残高	87	593

## 純資産合計

前期末残高	8,469,803	8,441,251
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	4,000,000
当期純利益	2,971,538	1,190,931
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	90	506
当期変動額合計	28,552	2,809,575
当期末残高	8,441,251	5,631,676

## 重要な会計方針

区分	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 (2)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により償却しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却して おります。	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備える ため、一般債権については貸倒実績率 により算出した額を計上してしま す。貸倒懸念債権等はありません。 (2)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充 てるため、支出見込額の当期負担分を 計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充 てるため、支出見込額の当期負担分を 計上しております。 (4)退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、 当事業年度末における退職給付債務の 見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に 該当することから、簡便法を採用し、退 職一時金制度について退職給付に係る 期末要支給額を退職給付債務とする方 法によっております。 (5)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当 社内規に基づき、当事業年度末要支給 額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金 同左 (4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左

## 表示方法の変更

第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日
-------------------------------------	--------------------------------------

<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 前期まで区分掲記しておりました「未収入金」(当期421千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>2. 前期まで固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。 なお、前期末の「ソフトウェア仮勘定」は9,502千円であります。</p> <p>3. 前期まで区分掲記しておりました「敷金」(当期103,795千円)は、明瞭性の観点から「長期差入保証金」に含めて表示することにしました。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 前期まで区分掲記しておりました「ソフトウェア仮勘定」(当期8,911千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、固定資産の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>2. 前期まで区分掲記しておりました「未払法人税等」(当期133千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示することにしました。</p>
--	---

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成21年12月31日現在
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 48,469千円	建物付属設備 70,242千円
器具備品 123,892千円	器具備品 166,560千円

## (損益計算書関係)

第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第25期 自平成21年4月1日 至平成21年12月31日
1 前期損益修正損は、過年度退職給付費用31,347千円及び過年度役員退職慰労引当金繰入額33,097千円であります。	1
2 固定資産除却損は次のとおりであります。	2 固定資産除却損は次のとおりであります。
建物付属設備 25,793千円	器具備品 127千円
器具備品 4,484千円	ソフトウェア 15,805千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度末 株式数 (株)	第24期事業年度 増加株式数 (株)	第24期事業年度 減少株式数 (株)	第24期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年3月31日	平成21年6月26日

第25期(自 平成21年 4月 1 日至 平成21年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第24期事業年度末 株式数 (株)	第25期事業年度 増加株式数 (株)	第25期事業年度 減少株式数 (株)	第25期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6月25日 定時株主総会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日
平成21年12月 4日 取締役会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年 9月30日	平成21年12月18日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第24期(自 平成20年 4月 1 日至 平成21年 3月31日)

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期(自 平成21年 4月 1 日至 平成21年12月31日)

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (有価証券関係)

第24期(平成21年 3月31日現在)

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	1,006,110	1,007,603	1,493
	小計	1,006,110	1,007,603	1,493
合計		1,006,110	1,007,603	1,493

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,035	887	148
	小計	1,035	887	148
合計		1,035	887	148

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年 4月 1 日至 平成21年 3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
1,188	88	-

## 4. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券 国債	1,000,000	-	-	-

合計	1,000,000	-	-	-
----	-----------	---	---	---

第25期(平成21年12月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	201,000	200,000	1,000
	小計	201,000	200,000	1,000
合計		201,000	200,000	1,000

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
1,017	-	17

4. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第24期 (平成21年3月31日現在)	第25期 (平成21年12月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務の額	543,720千円	556,139千円
退職給付引当金の額	543,720千円	556,139千円
3. (1)退職給付費用	83,703千円	78,353千円
(2)過年度退職給付費用	31,347千円	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

区分	第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成21年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	532,369千円	367,677千円
未払事業税否認	6,663千円	-
賞与引当金損金算入限度超過額	31,915千円	108,627千円
その他	2,421千円	18,584千円
繰延税金資産小計	573,368千円	494,888千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	-	7,551千円
繰延税金負債小計	-	7,551千円
繰延税金資産合計(純額)	573,368千円	487,337千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成21年12月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 40.7% (調整) 交際費等永久に損金算入されない項目 4.8% その他 0.7% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.8%

## (関連当事者との取引関係)

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社		投資運用の 受託・委託 契約	運用手数料の受取(注1)	60,553	未収 収益	33,279
							運用手数料の支払(注1)	922,254	未払金	169,960
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	959,789	資産 運用 会社		投資運用の 受託・委託 契約 役員の兼任	運用手数料の受取(注1)	40,623	未収 収益	8,557
							運用手数料の支払(注1)	521,484	未払金	96,554
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行		投資運用の 受託契約 現金の預入	運用手数料の受取(注1)	21,250	未収 収益	5,053
							現金の預入(注2)	3,010,255	現金・ 預金	3,010,255

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の收受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ピクテ アンド シー(非上場)

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第25期(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-----------	------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	投資運用の 受託・委託 契約 役員の兼任	運用手数料 料の受取 (注1)	20,655	未収 収益	7,002
						運用手数料 料の支払 (注1)	582,377	未払金	199,908
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	959,789	資産 運用 会社	投資運用の 受託・委託 契約 役員の兼任	運用手数料 料の受取 (注1)	5,941	未収 収益	-
						運用手数料 料の支払 (注1)	311,967	未払金	105,112
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	投資運用の 受託契約 現金の預入	運用手数料 料の受取 (注1)	6,818	未収 収益	1,872
						現金の預 入(注2)	2,661,759	現金・ 預金	2,661,759

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

ピクテ アンド シー(非上場)

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

### (1株当たり情報)

第24期事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		第25期事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日	
1株当たり純資産額	10,551,564円9銭	1株当たり純資産額	7,039,595円94銭
1株当たり当期純利益	3,714,423円12銭	1株当たり当期純利益	1,488,663円86銭
損益計算書上当期純利益	2,971,538千円	損益計算書上当期純利益	1,190,931千円
1株当たり当期純利益の算定に用 いられた当期純利益	2,971,538千円	1株当たり当期純利益の算定に用 いられた当期純利益	1,190,931千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。	

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

**4【利害関係人との取引制限】**

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。および において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと

および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

**5【その他】****(1) 定款の変更**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

**(2) 事業譲渡または事業譲受**

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

**(3) 訴訟事件その他の重要事項**

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年9月末日現在

**<再信託受託会社の概要>**

名称	資本金の額	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年9月末日現在

**(再信託の目的)**

原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

**(2) 販売会社**

名称	資本金の額	事業の内容
----	-------	-------



安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券 <sup>(注)</sup>	47,937百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
コスモ証券株式会社	32,366百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,000百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	

平成21年9月末日現在、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は平成22年5月1日現在、西日本シティTT証券株式会社は平成22年5月6日現在。

(注)株式会社SBI証券では、新規のお申込みは取扱いません。

### (3)投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
ビクテ・アセット・マネジメン ト・リミテッド	959,789英ポンド (138百万円)	イギリス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

平成22年4月末日現在、英ポンドの円貨換算は、平成22年4月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=144.22円)によります。

## 2【関係業務の概要】

### (1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

### (2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

### (3)投資顧問会社

委託会社より運用の指図に係る権限の委託を受けて外国株式の運用指図を行います。

## 3【資本関係】

### (1)受託会社

該当事項はありません。

### (2)販売会社

該当事項はありません。

### (3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はビクテ・アンド・シーのパートナーです。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案、キャッチコピー等を採用すること、またファンドの形態および社団法人投資信託協会が定める商品分類などの記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に「投資信託説明書(交付目論見書)」、「課税上は株式投資信託として取扱われます。」および「本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。」と記載し、表紙の裏面に以下の趣旨の文章を全部または一部記載します。  
「金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書(「請求目論見書」といいます。記載項目等については本文をご参照ください。)は、投資者から請求された場合に交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。」
- (3) 請求目論見書の表紙に「投資信託説明書(請求目論見書)」、「課税上は株式投資信託として取扱われます。」および「本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。」と記載します。
- (4) 本書「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し「ファンドの概要」等として、また、ファンドに係るリスクおよび手数料等に関する事項ならびに当該事項および交付目論見書の内容をよくお読みいただく旨を投資者の皆様にあらかじめご確認いただきたい重要事項のお知らせとして、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (5) 交付目論見書に、ファンドの信託約款を記載します。
- (6) 交付目論見書および請求目論見書の表紙の裏面に以下の趣旨の文章を記載します。  
「ファンドは、株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべて投資者の皆様には帰属します。投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。」
- (7) 交付目論見書および請求目論見書において、本書の記載項目の配列を変更して記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

ピクテ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているe - ファンド@ピクテの平成21年9月25日から平成22年3月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、e - ファンド@ピクテの平成22年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（25期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年3月15日

ビクテ投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビクテ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成21年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビクテ投信投資顧問株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年11月18日

ピクテ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているe - ファンド@ピクテの平成21年3月24日から平成21年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、e - ファンド@ピクテの平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(24期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

ピクテ投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。